令和７年11月19日

重要事項説明書

許可番号　２８７４００４４４９

あゆみ愛居宅介護支援事業所

株式会社　あゆみ

〒671-1242　姫路市網干区浜田104-2番地

℡　（０７９）２７３－１００９

運営の方針

イ．事業所の介護支援専門員は，要介護者等の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮する。

ロ．事業実施にあたっては，利用者の心身の状況やその環境に応じて，利用者の意向を尊重し，適切な保険医療サービスおよび福祉サービスが，多様な事業者から，総合的かつ効率的に提供されるように公正中立なケアマネジメントを行う。

ハ．事業の実施にあたっては，関係市町村，在宅介護支援センター，他の指定居宅介護支援事業所，介護保険施設との連携に努める。また、地域包括支援センターから個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には地域ケア会議に参加し、地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力する事業所との意識の共有を図る観点から、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等へ個別サービス計画の提出を求める。

当社が提供するサービスについての相談窓口

携帯 080-4025-1008…通常月曜日から金曜日までとする。ただし、祭日・8月 13 日～15 日，12 月 31 日～1 月 3 日を除く。午前 8 時から午後 5 時までとする。　担当　管理者：清土　智恵子

*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

１．　あゆみ愛居宅介護支援事業所の概要

（１）　法人・居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	株式会社　あゆみ
代表者	角倉　和也
所在地	〒671-1242　姫路市網干区浜田 96 番地
加入保険	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 介護保険・社会福祉事業者総合保険
事業所名	あゆみ愛居宅介護支援事業所
所在地	〒671-1242　姫路市網干区浜田 104-2 番地
介護保険指定番号	居宅介護支援　２８７４００４４４９ （兵庫県指定）
サービスを提供する地域	姫路市，たつの市，太子町

（２）　同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	介護支援専門員	１名	0 名	ケアマネジメント

介護支援専門員	介護支援専門員	3名以上	0名	ケアマネジメント
事務員	－	0名	1名	事務作業

（3）　営業時間

営業日	通常月曜日から金曜日までとする。 ただし、祭日・8月13日～15日, 12月31日～1月3日を除く。
営業時間	午前8時から午後5時までとする。
緊急時	24時間連絡体制

2．　居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

① 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書を市に提出します。

② 利用者の希望に基づきケアプラン又は介護予防ケアプランを作成します。複数の居宅サービス等に関する情報を提供し、利用者に選択して頂きます。また、利用者はその事業所を位置付けた理由を求められます。

③ 介護サービス又は介護予防サービスを利用します。

3．　利用料金

（1）　利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

*保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、
１ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。
このサービス提供証明書を後日姫路市の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

居宅介護支援費（Ⅰ）
（要介護１・２）　11,088円　（要介護３～５）　14,406円
居宅介護支援費（Ⅱ）
（要介護１・２）　5,380円　（要介護３～５）　6,973円

初回加算　3,063円
入院時情報連携加算Ⅰ　2,552円　入院時情報連携加算Ⅱ　2,042円
退院・退所加算　（入院又は入院期間中3回限度）
通院時情報連携加算　510円（月1回を限度とする）
利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情

報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に算定します。

退院退所加算

カンファレンス参加なし　　4,594 円

カンファレンス参加あり　　6,126 円

緊急時等居宅カンファレンス加算　2,042 円（月 2 回を限度）

ターミナルケアマネジメント加算　4,084 円

特定事業所加算（Ⅲ）　　3,297 円

（2）　交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

通常事業の実施地域以外の場合については、以下の額を徴収します。

①通常事業実施地域境界から通常事業実施地域以外に 1㎞ 入る毎に 20 円を加算

②その他、道路・自動車専用設備等を利用した場合はその実費

尚、緊急を要し、利用者の同意が得られタクシーを利用した場合は実費負担とする。

上記の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。

（3）　解約料

お客さまはいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

4.　サービスの利用方法

（1）　サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

居宅介護支援専門員は利用者が自由に選べます。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- お客様が介護保険施設に入所した場合
- 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、

非該当（自立）と認定された場合

※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。

・ お客様がお亡くなりになった場合

④ お客様やご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

５．　緊急時等における対処方法

介護支援専門員は、介護サービスを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、指定居宅介護サービス事業所からの連絡を受け、主治の医師に状況報告及び指示を仰ぐ等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

６．　虐待の防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３）その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

７．　サービス内容に関する苦情

① 当社お客様相談・苦情担当

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

電話番号；080-4025-1008…担当；管理者　清土　智恵子

通常月曜日から金曜日までとする。ただし、祭日・8 月 13 日～15 日，12 月 31 日～1 月 3 日を除く。午前 8 時から午後 5 時までとする。

その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

窓口；姫路市　介護保険課

受付時間；9 時 00 分～17 時 00 分

電話番号；(079) 221-2923

兵庫県国民健康保険団体連合会

介護保険課　介護サービス苦情相談係

受付時間；9 時 00 分～17 時 15 分

電話番号；(078) 332-5617

８．　記録の整備

１事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、

その完結の日から５年間保存するものとする。

（１）指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

（２）居宅サービス計画

（３）アセスメントの結果記録

（４）サービス担当者会議等の記録

（５）モニタリングの結果記録

（６）利用者に関する市町村への通知に係る記録

（７）苦情の内容等に関する記録

（８）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

２　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から５年間保存するものとする。

９．　秘密保持

1. 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
3. 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

１０．サービス利用にあたっての禁止事項

事業者は、職場においてハラスメント防止に取組み、従業者が働きやすい環境づくりを目指しています。ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除することがあります。

そのため、サービス利用にあたり、次の各号を禁止事項といたします。

（１）事業者の従業者に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの行為

（２）セクシャルハラスメントなどの行為

（３）サービス利用中に職員を写真撮影・録画・録音等をしたものを無断で SNS 等に掲載すること

（４）事実無根や法的根拠ないサービス等を要求すること、または暴力的・侮辱的な方法によりサービス等を要求すること

（５）要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当であり、それらによって従業者の就業環境が害される一切の行為

１１．　業務継続計画（BCP）の策定等

1. 計画の策定と実施

事業所は、感染症や自然災害などの非常時においても、利用者へのサービスを継続的に提供できるようにするため、また非常時体制で迅速な業務再開を図るための「業務継続計画（BCP)」を策定し、その計画に基づいて必要な対応を行います。

2. 職員への周知と訓練

事業所は、業務継続計画について職員に周知徹底するとともに、必要な研修や訓練を定期的に実施します。

3. 計画の見直しと更新

事業所は、業務継続計画の内容を定期的に見直し、状況の変化等に応じて適宜、計画の修正・更新を行います。

１２．　録音の実施

1. 録音の目的

面接や会議等の場面において、記録の正確性を保つため、お話の内容を録音させていただく場合があります。録音した内容は、支援内容の振り返りや、関係職員間での情報共有を行う際に、より正確で適切な支援につなげるために使用します。

2. 録音データの取り扱い

録音データは個人情報として扱い、利用目的の範囲内で適切に管理・使用します。

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者
所在地：〒671-1242　姫路市網干区浜田 104-2
名称：あゆみ愛居宅介護支援事業所
説明者
氏名：

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明をうけました。

利用者
住所：
氏名：
保証人
住所：
氏名：

□利用者は、署名ができない為、利用者の意思を確認の上、利用者保証人が代行します。